

広島県や国などが実施する支援（広島県の災害見舞金を除く）

内 容	窓口課・所管課等
恩給・共済年金担保融資 [対象]恩給、共済年金、災害補償年金等受給者 [限度額]250万円(恩給年額の3年分以内)	㈱日本政策金融公庫広島支店(TEL:244-2231) 呉支店(TEL:0823-24-2600) 尾道支店(TEL:0848-22-6111) 福山支店(TEL:084-922-6550)
住宅金融支援機構災害復興住宅融資 自然災害により被害を受けた方に対する住宅の建設、購入、補修に対する資金融資 ・住宅の建設を行う方 ・新築住宅購入、リユース住宅購入を行う方 ・住宅の補修を行う方	(独)住宅金融支援機構(TEL:0120-086-353) 県庁住宅課(TEL:513-4164)
住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資 宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事の融資制度 ・被災した宅地について、宅地造成等規制法等に基づく改善勧告又は改善命令を受けた方	(独)住宅金融支援機構(TEL:0120-086-353) 県庁都市計画課(TEL:513-4127)
県立広島大学授業料の減免	在籍している各キャンパス教学課 ・広島キャンパス(TEL:251-5178) ・庄原キャンパス(TEL:0824-74-1000) ・三原キャンパス(TEL:0848-60-1120)
県立広島大学 入学者選抜料の免除及び入学料の減免	県立広島大学本部教学課(入試担当)(TEL:251-9540)
私立高等学校などの授業料等の減免	通学している私立高等学校など
大学生等を対象とする奨学金の緊急採用・支援金(10万円)、減額返還・返還期限猶予	(独)日本学生支援機構(JASSO) (TEL:03-6743-6011)
国税の特別措置 申告などの期限の延長、納税の猶予、予定納税の減額、給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など、所得税の軽減	広島東税務署(TEL:227-1155) 広島南税務署(TEL:253-3281) 広島西税務署(TEL:234-3110) 広島北税務署(TEL:814-2111) 廿日市税務署(TEL:0829-32-1217) 海田税務署(TEL:082-823-2131) 吉田税務署(TEL:0826-42-0008)
県税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予 自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の減免	県庁税務課(TEL:513-2327) (佐伯区を除く)西部県税事務所(TEL:228-2111) (佐伯区)西部県税事務所廿日市分室(TEL:0829-32-1181)
NHK放送受信料の免除 平成30年7月から平成30年12月まで 1 半壊・半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた方 2 災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)が継続して1か月以上発令されている地域にお住まいの方	NHKふれあいセンター(0570-077-077 平日・休日9:00~20:00)
被災者の債務整理支援(住宅ローン等)	ローン借入先の金融機関等

各種相談窓口

内 容	窓口課・所管課等
生活保護に関する相談	中区生活課(TEL:504-2689 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4105 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6583 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4940 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0576 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2806 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9726 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169))
家屋の消毒方法に関する衛生相談	健康福祉局健康推進課感染症対策係 (TEL:504-2622 FAX:504-2258)
成人の心の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2109) 東区地域支えあい課(TEL:568-7735) 南区地域支えあい課(TEL:250-4133) 西区地域支えあい課(TEL:294-6384) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4944) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0616) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2820) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9733) 精神保健福祉センター(TEL:245-7731 FAX:245-9674)
成人の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2528 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課(TEL:568-7729 FAX:568-7781) 南区地域支えあい課(TEL:250-4108 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課(TEL:294-6235 FAX:233-9621) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4942 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0586 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2809 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9731 FAX:923-1611) (健康福祉局健康推進課(TEL:504-2290 FAX:504-2258))
子どものからだと心の健康相談	中区地域支えあい課(TEL:504-2109 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課(TEL:568-7735 FAX:568-7781) 南区地域支えあい課(TEL:250-4133 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課(TEL:294-6384 FAX:233-9633) 安佐南区地域支えあい課(TEL:831-4944 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課(TEL:819-0616 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課(TEL:821-2820 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課(TEL:943-9733 FAX:923-1611)
各種相談窓口の紹介(県民相談)	県生活センター(TEL:223-8811)
男女共同参画推進センター「女性・男性のためのなんでも相談」	女性専用電話(TEL:248-3315) (月曜日を除く10時～16時、水・木曜日は通常時間プラス17時～20時) 男性専用電話(TEL:545-6160) (水曜日17時～20時及び土曜日13時～16時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)
差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。 相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。	みんなの人権110番(TEL:0570-003-110 平日8:30～17:15) 子どもの人権110番(TEL:0120-007-110 平日8:30～17:15) 女性の人権ホットライン(TEL:0570-070-810 平日8:30～17:15) インターネット人権相談受付窓口 (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) 外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline)(TEL:0570-090-911 平日9:00～17:00) ※祝・休日を除きます。
<日本語の理解が難しい外国人等対象> ・生活関連情報の多言語による提供 https://h-ircd.jp/ (平和文化センター国際交流・協力課ホームページ) ・多言語による生活相談 月曜日から金曜日:中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語(金曜日のみ) 午前9時から午後4時(祝日、年末年始、8/6を除く) * 上記5言語以外の言語の場合は、翻訳タブレットや可能な限り通訳者を探しトリオフォン(3人が電話で話す)サービスにより対応。	広島市・安芸郡 外国人相談窓口 (TEL:082-241-5010[直通]平日 9:00～16:00,FAX082-242-7452 ,Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp) (市民局国際化推進課多文化共生担当 TEL:247-0127)
配偶者等からの暴力(DV)に関する被害者からの相談・女性相談	広島市配偶者暴力相談支援センター(TEL:504-2412) (月曜日～金曜日 10時～17時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)